

参加無料

長期優良住宅 実務説明会

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が昨年末に成立・公布され、平成 21 年 6 月 4 日に施行となります。

この法律に基づく認定事務を取扱う県内の所管行政庁（県及び 16 市）は共同で、次のとおり実務研修会を開催いたします。

本説明会では、各所管行政庁の認定手数料、事前審査の位置づけ、申請方法など実務的な内容となっていますので、御関係の皆様は、是非御出席下さい。

○説明会開催概要

会場	静岡会場	沼津会場	浜松会場
日時	5月19日（火） 13：00～15：30	5月20日（水） 13：30～16：00	5月21日（木） 13：30～16：00
場所	静岡市役所 [静岡市葵区追手町 5-1] 本館 3 F 第一委員会室	沼津労政会館 [沼津市高島本町 1-3] 1 F 中会議室	浜松市地域情報センター [浜松市中区中央一丁目 12-7] 1 F ホール
定員	100名（先着順）	100名（先着順）	150名（先着順）
申込先	静岡市住宅政策課	静岡県建築確認検査室	浜松市建築行政課
F A X	054-221-1135	054-221-3567	053-472-9014
E-mail	juutaku @city.shizuoka.jp	kenkaku @pref.shizuoka.lg.jp	kensido@city. hamamatsu.shizuoka.jp
問合せ	電話 054-221-1590	電話 054-221-2819	電話 053-457-2471
申込方法	会場名、氏名、勤務先、電話番号を記し、Eメール又はF A Xして下さい。 折り返し、受講票をお送りします。[定員に達した場合は、その旨連絡します。]		
申込期限	平成 21 年 5 月 12 日（火）[定員に達した場合は、その時点で終了します。]		
対象	建築士又は設計事務所、工務店、ハウスメーカー等に勤務されている方		
内容	・長期優良住宅普及促進法の背景及び概要 ・認定手数料 ・事前審査の位置付け ・申請方法 等		
お願い	御出席の際は、公共交通機関の御利用をお願いします。		
主催	静岡県内の所管行政庁（県及び 16 市）		

長期優良住宅とは？

長期にわたり良好な状態で使用するための様々な措置が講じられた住宅をいいます。
 長期優良住宅の建築及び維持保全をしようとする方は、計画を策定して所管行政庁から認定を受けることができます。認定を受けた住宅は、所得税や固定資産税などの特例が適用されます。

——— Eメールで申込まれる方は、次のように記入して下さい。 ———

あて先：上記（表面）の申込先のアドレス（会場ごと異なるので注意して下さい。）

タイトル：長期優良住宅実務説明会参加申込

本文：会場名 ○○会場

氏名 △△ △△

勤務先 □□設計事務所

電話 054-123-0000

——— F A Xで申込まれる方は、下欄に記入し送信して下さい。（送付状不要） ———

○長期優良住宅実務説明会 参加申込書

会場名	氏名	勤務先	電話番号
静岡会場 (5/19)			
沼津会場 (5/20)			
浜松会場 (5/21)			

↑申込まれる会場名を○で囲んで下さい。

——— 以下は、記入しないで下さい。 ———

○長期優良住宅実務説明会 受講票

受付結果	受講番号	確認印
・申込みを受付けました。（受講可）		
・定員に達したため、受付できません。（受講不可）		